

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

◆在宅勤務・テレワークのご案内

トピックス

- ◆在宅勤務・テレワークのご案内
- ◆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金
- ◆今月の労務スケジュール

8月の労務手続き

～8/31 労働保険年度更新
※新型コロナ影響により
8/31まで更新期間延長

休業日のご案内

※誠に勝手ながら、8/13(木)、14(金)を弊事務所の夏季休業日とさせていただきます。ご了承の程、よろしくお願い申し上げます。



社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34-13第一貝塚ビル302号

TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaikan.rikenkyujo.jp>



◆梅雨も明け、いよいよ一年で一番暑い季節が始まります。今夏は新型コロナウイルス感染拡大の影響で外出など生活のスタイルが制限され、皆様の仕事の環境も大きく変化していることと思います。

先日、政府からもテレワーク7割・時差出勤推進の要請があり、これから本格的にテレワーク制度の導入を検討される企業様も多くなりつつあるのではないのでしょうか。今回は既にテレワークを導入されている方たちからのお声をもとに、在宅勤務制度設置の際に弊所がサポートできる業務と併せてご案内させていただきます。

今後、実際に自宅での勤務を取り入れていく際に準備が必要となってくるのが、企業内での在宅勤務規定の設定や就業規則の改定です。多くの企業では就業規則は変えず、付則としてテレワーク勤務規定を作成しており、週に1,2日程度の在宅勤務であれば、勤務制度を大きく変える必要はありません。モバイルワーク(移動中やカフェなどを就業場所とする働き方)の場合は、外出規定をそのまま適用する企業が多いです。

弊所では、テレワーク導入に関してのご相談やサポートもさせて頂いておりますので、お気軽にご相談くださいませ。[コクヨ株式会社 URL](http://www.kokuyo-company.com)<https://www.kokuyo-company.com/marketing.co.jp/column/covid-19/post-40/> 参照:コロナの感染拡大防止とこれからの働き方に関するアンケート

東京エリアのオフィスを対象にコクヨ(株)が行った調査結果は次の通りです。

◆**オフィス再開について**
緊急事態宣言後のオフィス再開について、時差出勤を採用している企業は45.0%、通常勤務12.8%となりました。一方、満員電車など通勤の不安がある東京エリアでは、3割を超える企業が時差出勤やテレワーク、部署ごとにテレワークなどを実施しながらのオフィス再開となったようです。

◆**テレワーク・在宅勤務の状況**
テレワーク・在宅勤務を導入している企業のうち、うまく運用できていると回答されたの56.3%でした。

運用できている理由の内訳としてオリンピックのための導入準備をしていた・トライアル準備中だったなど、東京エリアならではの環境変化に向けた準備をしていた企業が、緊急事態宣言下での政府からのテレワーク要請にもうまく対応できていたという結果になったようです。

◆オフィス環境の見直しについて

オフィスやオフィス運用のルールの見直しを検討されている企業は73.3%でテレワークやオンラインを取り入れた働き方への関心の高さが伺えます。

◆7月10日より申請開始 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」

昨今のコロナ禍の影響で休業手当が支給されない従業員への救済措置として、休業支援金が7月10日より申請開始となります。

これは雇用調整助成金と併せて雇用の維持の対策として取り上げられていた課題で、会社から休業手当が支給されない従業員に対して国が臨時特例法に基づき給付が行われることになりました。

対象は主に以下2つの条件に当てはまる人で、

休業前賃金8割(日額上限11,000円)が、休業実績に応じて支給されるものです。

①令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者

②その休業に対する賃金(休業手当)を受けない人

厚労省 URL
https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyo_shienkin.html 参照:「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」(厚生労働省 HP)